

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和 7 年 6 月 2 3 日

明日香村長 森 川 裕 一

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

令和 7 年度 第 4 0 5 号 直売所を核とした持続可能な農村創出 DX 推進事業

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 1 3 日

(3) 委託業務の内容

仕様書を参照

(4) 委託金額

金 1 9 , 6 9 0 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。) を上限とします。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する団体等との関わりがないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 令和元年 4 月以降、以下の全ての業務実績を有すること。
 - (ア) 国や地方公共団体における農業、または観光に関する事業
 - (イ) 農林水産物直売所支援、または調査事業
 - (ウ) ICT 等を活用した決済端末システム開発事業
- (7) 参加申込書の提出までに、参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより、企業及び共同企業体による参加を認めるものとする。なお、この参加資格審査申請は、本業務に対してのみ有効とする。

3 業務委託者の選定方法

明日香村は、直売所を核とした持続可能な農村創出 DX 推進事業委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「直売所を核とした持続可能な農村創出 DX 推進事業業務委託に係る審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を契約候補者として選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、「直売所を核とした持続可能な農村創出 DX 推進事業業務委

託に係る公募型プロポーザル実施要領」等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。尚、主な日程は、次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和7年6月23日（月）～令和7年6月27日（金）
参加申込書の提出	令和7年6月23日（月）～令和7年6月27日（金）
質問票の提出	令和7年7月2日（水）
提案書の提出	令和7年7月8日（火）～令和7年7月14日（月）
ヒアリング	令和7年7月中旬
審査結果の通知	令和7年7月中旬
契約の締結	令和7年7月中旬

4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

（1）交付期間

令和7年6月23日（月）から令和7年6月27日（金）までです。

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までです。）

（2）交付場所

明日香村役場 明日香産業課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

（3）交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書（様式1）
- ④ 資格調書（様式2）
- ⑤ 質問票（様式3）
- ⑥ 提案書（様式4～様式6）

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ（<http://www.asukamura.jp>）からもダウンロードができます。

5 参加申込書の提出

（1）提出期間

令和7年6月23日（月）から令和7年6月27日（金）までです。

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までです。）

（2）提出場所

明日香村役場 明日香産業課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

6 質疑票の提出

（1）受付期間

令和7年7月2日（水）（ただし、午前9時から午後5時までです。）

7 提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年7月8日（火）から令和7年7月14日（月）までです。

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までです。）

(2) 提出場所

明日香村役場 明日香産業課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘2 1 番地

8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9 その他

詳細は「直売所を核とした持続可能な農村創出 DX 推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」によるものとします。

10 問い合わせ

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘2 1 番地

明日香村役場 明日香産業課

TEL 0744-54-9020 FAX 0744-54-9030